

## 中間財務諸表

## 金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明

当行は、第91期中（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び、第92期中（自平成23年4月1日 至平成23年9月30日）の中間財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、北光監査法人の監査証明を受けております。

## 中間貸借対照表

単位：百万円

## 資産の部

## 運用しているお金の記録

科 目	第91期中 (平成22年9月30日現在)	第92期中 (平成23年9月30日現在)
	金 額	金 額
現金及び他の銀行等へ預けたお金	15,013	14,458
コール市場で他の銀行に貸したお金	48,300	57,200
お客様への販売用に保有した国債など	7	26
金銭の信託	—	15,000
国債などに投資した額	142,843	176,622
企業や個人等にご融資した額	454,345	476,707
外国為替	488	884
その他資産	10,814	2,095
有形固定資産	9,356	9,885
無形固定資産	500	394
先払いした将来負担すべき税金	5,977	5,506
保証債務に対する求償権	5,213	4,857
将来予想される貸倒に備えるための引当金	△4,956	△7,542
資産の部合計	687,905	756,097

## 負債及び純資産の部

お預かりしたり、調達したお金の記録と株主の皆様から受けた出資金や利益の積立てなどの記録

科 目	第91期中 (平成22年9月30日現在)	第92期中 (平成23年9月30日現在)
	金 額	金 額
お預かりしているお金	632,571	687,659
第三者への譲渡が可能な預金	10,031	10,082
他の銀行等から借りたお金	5,018	23,018
外国為替	—	7
当社が発行した債券	1,200	1,200
その他負債	7,951	7,495
未払法人税等	487	31
資産除去債務	34	35
その他の負債	7,429	7,429
行員の退職金支払に備えるための引当金	2,307	2,212
睡眠預金について預金主からの払戻請求に備えるための引当金	11	8
信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるための引当金	200	274
災害損失引当金	—	29
再評価に係る繰延税金負債	1,204	1,185
債務の保証	5,213	4,857
支払承諾	—	—
負債の部合計	665,710	738,032
株主より資本金として払い込まれたお金	8,233	8,233
通常の営業活動以外の資本取引によって生じた法定準備金	6,159	6,159
資本準備金	6,154	6,154
その他資本剰余金	4	4
内部留保額	8,543	4,574
利益剰余金	8,543	4,574
利益準備金	2,078	47
その他利益剰余金	6,464	4,527
別途積立金	4,862	—
繰越利益剰余金	1,601	4,527
自己株式	△62	△63
株主資本合計	22,873	18,904
有価証券の評価損益から税金相当額を控除した額	△2,233	△2,366
土地再評価差額金	1,554	1,527
評価・換算差額等合計	△678	△839
純資産の部合計	22,195	18,065
負債及び純資産の部合計	687,905	756,097

## 中間財務諸表

## 中間損益計算書

単位：百万円

決算期間中の収支の記録

科 目	第91期中 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	第92期中 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	金 額	金 額
経常収益	7,367	7,657
貸出金や保有している 国債などの利息	—	—
資金運用収益	5,592	5,300
（うち貸出金利息）	(4,954)	(4,667)
（うち有価証券利息配当金）	( 603)	( 604)
手数料によって 得た収入	—	—
役員取引等収益	983	941
債券や外国為替の 取扱いで得た収入	—	—
その他業務収益	728	538
株式の売却益など	—	—
その他経常収益	63	877
経常費用	6,769	6,561
預金の利息や他の 金融機関から借りた 資金の利息として 支払った額	—	—
資金調達費用	484	351
（うち預金利息）	( 369)	( 235)
手数料として 支払った費用	—	—
役員取引等費用	431	408
債券等を売買・償還した 時に発生した損失	—	—
その他業務費用	105	370
給分、土地建物の賃借料、 税金等に支払ったお金	—	—
営業経費	4,730	4,642
株式の売却損など	—	—
その他経常費用	1,018	788
企業本来の利益	—	—
経常利益	598	1,095
反復的に発生する ことのない利益	—	—
特別利益	28	5
反復的に発生する ことのない損失	—	—
特別損失	38	31
税引前中間純利益	587	1,070
税金を負担した分	—	—
法人税、住民税及び事業税	463	5
将来負担すべき 税金の調整額	—	—
法人税等調整額	△191	334
法人税等合計	271	340
期間の最終利益	—	—
中間純利益	316	729

## 営業経費の内訳

単位：百万円

決算期間中の営業経費の内訳

科 目	第91期中 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	第92期中 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)
	金 額	金 額
給料・手当	1,749	1,741
退職給付費用	129	154
福利厚生費	21	24
減価償却費	407	348
土地建物機械賃借料	162	145
営繕費	16	11
消耗品費	76	104
給水光熱費	53	46
旅費	19	14
通信費	134	134
広告宣伝費	58	54
租税公課	266	242
その他	1,634	1,620
計	4,730	4,642

## 中間株主資本等変動計算書

単位：百万円

中間貸借対照表の「純資産の部」の変動事由と変動額の記録

	第91期中 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	第92期中 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)		第91期中 (自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)	第92期中 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)
<b>株主資本</b>			<b>自己株式</b>		
<b>資本金</b>			当期首残高	△61	△62
当期首残高	8,233	8,233	当中間期変動額		
当中間期変動額			自己株式の取得	△1	△0
当中間期変動額合計	—	—	自己株式の処分	0	—
当中間期末残高	8,233	8,233	当中間期変動額合計	△1	△0
<b>資本剰余金</b>			当中間期末残高	△62	△63
<b>資本準備金</b>			<b>株主資本合計</b>		
当期首残高	6,154	6,154	当期首残高	22,794	18,410
当中間期変動額			当中間期変動額		
当中間期変動額合計	—	—	剰余金の配当	△236	△236
当中間期末残高	6,154	6,154	中間純利益	316	729
<b>その他資本剰余金</b>			自己株式の取得	△1	△0
当期首残高	4	4	自己株式の処分	0	—
当中間期変動額			利益準備金の取崩	—	—
自己株式の処分	△0	—	別途積立金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	△0	—	土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期末残高	4	4	当中間期変動額合計	79	493
<b>資本剰余金合計</b>			当中間期末残高	22,873	18,904
当期首残高	6,159	6,159	<b>評価・換算差額等</b>		
当中間期変動額			<b>その他有価証券評価差額金</b>		
自己株式の処分	△0	—	当期首残高	△1,995	△2,733
当中間期変動額合計	△0	—	当中間期変動額		
当中間期末残高	6,159	6,159	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△237	367
<b>利益剰余金</b>			当中間期変動額合計	△237	367
<b>利益準備金</b>			当中間期末残高	△2,233	△2,366
当期首残高	2,078	2,078	<b>土地再評価差額金</b>		
当中間期変動額			当期首残高	1,556	1,528
剰余金の配当	—	47	当中間期変動額		
利益準備金の取崩	—	△2,078	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△1	△1
当中間期変動額合計	—	△2,031	当中間期変動額合計	△1	△1
当中間期末残高	2,078	47	当中間期末残高	1,554	1,527
<b>その他利益剰余金</b>			<b>評価・換算差額等合計</b>		
<b>別途積立金</b>			当期首残高	△439	△1,205
当期首残高	4,862	4,862	当中間期変動額		
当中間期変動額			株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△239	365
別途積立金の取崩	—	△4,862	当中間期変動額合計	△239	365
当中間期変動額合計	—	△4,862	当中間期末残高	△678	△839
当中間期末残高	4,862	—	<b>純資産合計</b>		
<b>繰越利益剰余金</b>			当期首残高	22,354	17,205
当期首残高	1,521	△2,860	当中間期変動額		
当中間期変動額			剰余金の配当	△236	△236
剰余金の配当	△236	△284	中間純利益	316	729
中間純利益	316	729	自己株式の取得	△1	△0
利益準備金の取崩	—	2,078	自己株式の処分	0	—
別途積立金の取崩	—	4,862	利益準備金の取崩	—	—
土地再評価差額金の取崩	1	1	別途積立金の取崩	—	—
当中間期変動額合計	80	7,388	土地再評価差額金の取崩	1	1
当中間期末残高	1,601	4,527	株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△239	365
<b>利益剰余金合計</b>			当中間期変動額合計	△159	859
当期首残高	8,462	4,080	当中間期末残高	22,195	18,065
当中間期変動額					
剰余金の配当	△236	△236			
中間純利益	316	729			
利益準備金の取崩	—	—			
別途積立金の取崩	—	—			
土地再評価差額金の取崩	1	1			
当中間期変動額合計	80	493			
当中間期末残高	8,543	4,574			

## 重要な会計方針（第92期中）

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法  
商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。
2. 有価証券の評価基準及び評価方法  
有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。  
なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法  
デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
4. 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産  
有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。  
また、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建 物 9年～30年  
その他 3年～20年
  - (2) 無形固定資産  
無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。
5. 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金  
貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。  
「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。  
すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。  
なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は5,850百万円であります。
  - (2) 退職給付引当金  
退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。  
過 去 勤 務 債 務：その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

- (3) 睡眠預金払戻損失引当金  
睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。
- (4) 偶発損失引当金  
偶発損失引当金は、信用保証協会との責任共有制度による負担金の支払に備えるため、予め定めている貸出金等の償却・引当基準書に基づき将来の負担金支払見積額を計上しております。
- (5) 災害損失引当金  
災害損失引当金は、東日本大震災による店舗損傷等に伴い、当中間会計期間以降に見込まれる店舗修繕費用及び店舗取壊費用の発生に備えるため、当該損失見積額を計上しております。
6. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建資産・負債は、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
7. リース取引の処理方法  
所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日以前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
8. ヘッジ会計の方法  
為替変動リスク・ヘッジ  
外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。  
なお、デリバティブ取引のうちヘッジ対象となる一部の資産・負債については、金利スワップの特例処理を行っております。
9. 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。

## 追加情報（第92期中）

当中間会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正から、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号平成21年12月4日）及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日）を適用しております。

なお、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号）に基づき、当中間会計期間の「貸倒引当金戻入益」及び「償却債権取立益」は、「その他経常収益」に計上しておりますが、前中間会計期間については遡及処理を行っておりません。

**注記事項（第92期中）**

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式総額 143百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,482百万円、延滞債権額は24,170百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未取利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未取利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未取利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権額は276百万円であります。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は439百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3か月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は26,367百万円であります。

なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は3,184百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 23,117百万円  
現金預け金 6百万円

担保資産に対応する債務

預金 5,074百万円  
借入金 18,000百万円

上記のほか、為替決済、手形交換等の取引の担保として、有価証券22,383百万円を差し入れております。

また、その他資産のうち保証金は42百万円及び敷金は14百万円あります。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、169,270百万円あります。このうち契約残存期間が1年以内のものが163,983百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成11年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法に基づいて、(奥行価格補正、側方路線影響加算、不整形地補正による補正等)合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当中間会計期末における時価の合計額と当該事業用の土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 2,675百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 9,182百万円
11. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金5,000百万円が含まれております。
12. 社債は、劣後特約付社債であります。

13. 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は631百万円であります。

(中間損益計算書関係)

1. その他経常収益には、貸倒引当金戻入益543百万円及び償却債権取立益265百万円を含んでおります。
2. 減価償却実施額は下記のとおりであります。  
有形固定資産 255百万円  
無形固定資産 93百万円
3. その他経常費用には、株式等売却損288百万円、株式等償却265百万円及び貸出金償却183百万円を含んでおります。

(中間株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

単位:千株

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	315	1	-	316	(注)
合計	315	1	-	316	

(注) 当中間会計期間増加株式数1千株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。

(リース取引関係)

通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引

1. リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び当中間会計期末残高相当額

単位:百万円

	取得価額 相当額	減価償却累計額 相当額	減損損失累計額 相当額	当中間会計期末 残高相当額
有形固定資産	63	54	-	8
合計	63	54	-	8

2. 未経過リース料当中間会計期末残高相当額  
1年内 9百万円  
1年超 -1百万円  
合計 9百万円

3. リース資産減損勘定当中間会計期末残高

該当ありません。

4. 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額、支払利息相当額及び減損損失

支払リース料 7百万円  
リース資産減損勘定の取崩額 -1百万円  
減価償却費相当額 6百万円  
支払利息相当額 0百万円  
減損損失 -1百万円

5. 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

6. 利息相当額の算定方法

リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間会計期間への配分方法については、利息法によっております。

(有価証券関係)

子会社株式

該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式

単位:百万円

中間貸借対照表計上額	
子会社株式	143
合計	143

これらについては、市場価格がないため「子会社株式」に記載していません。

(1株当たり情報)

1株当たり中間純利益金額及び算定上の基礎

1株当たり中間純利益金額 7.69円  
(算定上の基礎)  
中間純利益 729百万円  
普通株主に帰属しない金額 -1百万円  
普通株式に係る中間純利益 729百万円  
普通株式の期中平均株式数 94,783千株

(注) なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないため記載していません。